

# 介護保険非該当認定者調査取扱要領

## 1 目的

介護保険の要支援、要介護認定申請者が、「非該当」と判定された場合、介護予防及び生活支援を必要とする者と考えられるため、早期に必要な支援を行う必要がある。

この取扱要領は、介護保険非該当者を対象に調査を行い、早期に介護予防・生活支援の取組みが行え、介護保険非該当者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送る事を目的として必要な事項を定める。

## 2 対象者

介護保険認定審査会において、「非該当」と判定された者。(以下「対象者」という。)

## 3 調査及び支援の方法

市は、対象者に係る調査を速やかに実施し、調査内容を様式1に記入する。必要に応じ、利用者基本情報、基本チェックリストを活用して介護予防サービス・支援計画表を作成し、モニタリング・評価を継続して行うものとする。

## 4 実施方法

市は、介護保険非該当者が判明しだい、市関係課からの情報を得て調査の必要性を判断し、調査を実施する。実施の際には対象者及びその家族等に対し、市の調査であることを明らかにし、市発行の身分証明書を提示して、調査を行うこととする。

附則

この取扱要領は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この取扱要領は、平成16年4月1日から適用する。

附則

この取扱要領は、平成18年4月1日から適用する。